

# 産業建設委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したから、会議規則第109条の規定により報告します。

令和8年(2026年)3月23日

宇部市議会議長 山下節子様

産業建設委員長 志賀光法

## 記

事件の番号	件名	議決の結果	議決の理由
議案第30号	宇部市火入れに関する条例中一部改正の件	原案可決	宇部・山陽小野田消防組合火災予防条例の一部改正により、林野火災予防の実効性を高めるための林野火災注意報及び林野火災警報の発令に関する規定が新設されたことから、火入れの中止に関する規制を見直すものであり、妥当なものと認めた。
議案第31号	宇部市中央卸売市場業務条例及び宇部市地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例制定の件	原案可決	卸売市場法の一部改正に伴い、所要の整備を行うものであり、妥当なものと認めた。
議案第32号	宇部市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例中一部改正の件	原案可決	駐車場法施行令の一部改正の趣旨を踏まえ、駐車施設の附置に係る取扱いについて従前と同様の基準を維持するとともに、その他所要の整備を行うものであり、妥当なものと認めた。
議案第33号	宇部市常盤通りにぎわい交流拠点施設条例中一部改正の件	原案可決	宇部市常盤通りにぎわい交流拠点施設の建築工事の遅れによる供用開始の遅延に伴い、施行期日を変更するとともに、当該施設の設置について見直しを行うものであり、妥当なものと認めた。
議案第34号	宇部市都市公園条例中一部改正の件	原案可決	受益者負担の適正化を図るため、使用料を見直すとともに、その他所要の整備を行うものであり、妥当なものと認めた。

事件の番号	件名	議決の結果	議 決 の 理 由
議案第35号	宇部市道路占用料徴収条例中一部改正の件	原案可決	道路法施行令の一部改正を踏まえ、所要の整備を行うものであり、妥当なものと認めた。
議案第36号	地方自治法の一部を改正する法律の制定に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件	原案可決	地方自治法の一部改正に伴い、関係条例の整理を行うものであり、妥当なものと認めた。
議案第37号	宇部市下水道条例中一部改正の件	原案可決	受益者負担の適正化を図るため、手数料を見直すものであり、妥当なものと認めた。
議案第41号	常盤通りにぎわい交流拠点利活用事業施設整備変更契約締結の件	原案可決	令和5年6月市議会定例会において議決された議案第58号について、変更契約を締結したいので、宇部市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、市議会の議決を求めるものであり、妥当なものと認めた。
議案第42号	宇部市常盤通りにぎわい交流拠点施設に係る指定管理者の指定の変更の件	原案可決	令和5年6月市議会定例会において議決された議案第59号に関し、宇部市常盤通りにぎわい交流拠点施設の指定管理者の指定を変更することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求めるものであり、妥当なものと認めた。
議案第47号	市有地売却の件（宇部臨空頭脳パーク用地）	原案可決	土地を売却することについて、宇部市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、市議会の議決を求めるものであり、妥当なものと認めた。